二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における 低炭素化推進事業)交付規程

平成26年5月14日環事業26第021号制定 平成27年4月14日環執行27第001号一部改正 平成28年2月1日環執行27第067号一部改正 一般財団法人 環境優良車普及機構

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)交付要綱(平成26年4月1日環水大自発第1404011号。以下「交付要綱」という。)及び中小トラック運送業者における低炭素化推進事業実施要領(平成26年4月1日環水大自発第1404012号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境優良車普及機構(以下「機構」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1第2欄において機構が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるも のとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請及び実績報告)

- 第5条 補助金の交付を申請しようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第1による補助金交付申請書兼実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 申請者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等 仕入控除税額を減額して申請及び報告しなければならない。

(交付の決定及び交付金額の確定)

- 第6条 機構は、前条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、 当該申請書及び報告書の内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべ きものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書 兼交付額確定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 前条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書が到達してから、当該申請及び報告に係る前項による交付の決定及び交付額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、消費税及び地方消費税の申告後において、精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第3による中止(廃止)承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 二 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の名称又は住所の変更が生じたときは、 遅滞なく機構に報告しなければならない。
- 三 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に

区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び 証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属 する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存 しておかなければならない。

- 四 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 五 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第4による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。機構は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第5条第2項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 六 機構は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。
- 七 補助事業者は、補助事業により取得した先進環境対応型ディーゼルトラック(以下「取得財産」という。)については、様式第5による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 八 補助事業者は、取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条第1項の通知を受けた場合において、交付決定兼交付額確定の内容 又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、 当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出 なければならない。

(補助事業者に対する報告等)

第9条 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の支払)

- 第 10 条 補助金は、第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第6による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第11条 機構は、第7条第1号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
 - 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は 一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができな い場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 機構は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事業報告書の提出)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の 1年間の期間について、年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業 の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの 期間)の燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果について、様式第7による事業報告書を機構 に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附則

1 この規程は、平成26年5月14日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、平成27年度予算に係る大臣の交付決定に基づく補助金から適用し、平成26年度以前の予算に係る大臣の交付決定に基づく補助金については、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第12条第1項の規定については、改正前の交付規程(平成26年5月14日環事業26第021号及び平成27年4月14日環執行27第001号)に基づき補助金の交付を受けた事業者にも適用する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
中小トラック運送業者における	先進環境対応型ディーゼルトラ	機構が必要と認めた額
低炭素化推進事業	ックの導入に必要な経費で機構	(大型100万円、中型70
	が承認した経費	万円、小型40万円)

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

本事業は、中小トラック運送事業者が保有する平成16年度(平成17年3月)以前に新車新規登録した事業用トラックの廃車に伴い先進環境対応型ディーゼルトラックを購入する事業を対象とする。

2 補助事業者

本事業について、補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる者とする。

- ① 次のアからウのいずれかに該当するものであって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者とする。
 - ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者
 - イ 貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を経営する 者
 - ウ 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利 用運送事業を経営する者
- ② 事業用自動車の貸渡し(リース)を業とする者(①に貸し渡す者に限る。)

3 維持管理

導入した車両は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。 また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 燃費改善効果等の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の状況を把握し、この規程及び機構の求めに応じて事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書兼実績報告書(第5条関係)

様式第2 交付決定通知書兼交付額確定通知書(第6条関係)

様式第3 中止(廃止)承認申請書(第7条関係)

様式第4 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7条関係)

様式第5 取得財産管理台帳(第7条関係)

様式第6 精算払請求書(第10条関係)

様式第7 事業報告書(第12条関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

一般財団法人環境優良車普及機構 代表理事 岩村 敬 殿

申請者 住 所 〒 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

)

)

(事業者番号(数字 12 桁) 09

(貸渡し先(リースの場合)

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業) 交付申請書兼実績報告書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業) 交付規程第5条の規定に基づき下記のとおり申請及び報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容 別紙2エコドライブ等燃費改善計画書及び様式第1の2のとおり

2 補助対象経費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

4 経営する事業(営む業態に○を付す)

一般貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業
第二種貨物利用運送事業	自動車リース事業

	(部署名等•氏名)	
申請者		
問合せ先	(メールアドレス)	@
	(電話)	(FAX)
送付先	〒 –	
住所		*交付決定通知書等の書面を送付する住所が申請者の住所と異なる場合に記入する。

5 添付書類

規程別紙3に記載の書類

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

導入先進環境対応型ディーゼルトラック

対サ対角東京の使用大畑の位置	1号車						
補助対象車両の使用本拠の位置	2号車						
使用者(貸渡し先) (リースを利用する場合 <u>のみ</u> 記載する。)	氏名又/ (事業 住所:	は名称: は名称: は者番号(数:	字 12 桁)()9)	
補助対象車両	1号車	登録番号: 車 名: 型 式: 区 分: *該当する	大型5区分に〇		中型 -。	小型	型
(先進環境対応型ディーゼルトラック)	2号車	登録番号: 車 名: 型 式: 区 分: *該当する	大型		中型 -	小型	型
按明整色重要空子口	1号車	平成	年	月	日		
補助対象事業完了日 (補助対象車両の「登録日」又は廃車 車両の「廃車日」のうち遅い日)	2号車	平成	年	月	日		
	★「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況 検索機能画面の「引取工程」欄に資が入るとその直下に表示される 「引渡日」を指す。						
	1号車	初度登録年月 登録番号: 車 名: 型 式:	月:		年	月	日
成士士王		区 分: *該当する	大型 る区分にC		中型す。	小型	型
廃車車両	2号車		る区分にC 日: 大型)を付 [~]			П
	2号車	*該当する 初度登録年月 登録番号: 車 名: 型 式: 区 分:	る区分にC 日: 大型)を付 ⁻ ! !)を付	す。 年	月	П
廃車車両補助対象経費		*該当する 初度登録年月 登録番号: 車 名: 型 式: 型 分: *該当する	る区分にC 日: 大型)を付 [*] ! !)を付	す。 年 中型	月	П
	1号車	*該当する 初度登録年月 登録番号: 車 名: 型 ズ: 型 ろ: *該当する	S区分にC 日: 大型 S区分にC)を付 [*] !)を付 □ 70	中型 円 円 00,000 円	月小型	П

- (注) 1. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
 - 2. 補助対象車両、廃車車両の区分の大型、中型、小型とは、「中小トラック運送業者における低炭素化推進事業実施要領」別表(注 3)、(注 4)、(注 5)をいう。

第	号
(LEVO 管理番号)

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業) 交付決定通知書兼交付額確定通知書

> 補助事業者 (貨渡し先 (リースの場合))

号で交付申請兼実績報告のあった二酸化炭素排出抑制 平成 年 月 日付け 第 対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)については、二酸化炭素排出 抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)交付規程(平成26年5月1 4日環事業26第021号。以下「交付規程」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを 決定し、その額を確定したので、通知する。

平成 年 月 \exists

> 一般財団法人環境優良車普及機構 代表理事 岩村 敬 钔

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 묽 交付申請書兼実績報告書のとおりである。
- 2 補助金の補助対象経費、交付決定額及び確定額は次のとおりである。)

(車台番号 1号車 2号車

補助対象経費 Н 金

交付決定額 金 円

確定 額 金 円

- 3 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、二酸化炭 素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)交付要綱(平 成26年4月1日環水大自発第1404011号)、中小トラック運送業者における低炭素化推進事業実 施要領(平成26年4月1日環水大自発第1404012号)及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取下げをすることのできる期限は平成 年 月 日と する。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程の定めるところにより、補助金の 額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第3(第7条関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

一般財団法人環境優良車普及機構 代表理事 岩村 敬 殿

補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印 (貸渡し先(リースの場合))

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業) 中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定兼交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)交付規程第7条第1号の規定により申請します。

記

1 中止(廃止)を必要とする理由

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

뭉 平成 年 月 日 一般財団法人環境優良車普及機構 代表理事 岩村 敬 殿 補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印 (貸渡し先(リースの場合)) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 号で交付決定兼交付額確定の通知を受けた二 平成 年 月 日付け 第 酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)に ついて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推 進事業)交付規程第7条第5号の規定に基づき下記のとおり報告します。 記 1 補助金額(規程第6条第1項による額の確定額) Н 金 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 Н

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第5 (第7条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業) 取得財産等管理台帳(平成 年度)

財産名(備品等名)	規格	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

- 注1 対象となる取得財産等は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)交付規程第7条第7号に規定する財産とする。
 - 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

一般財団法人環境優良車普及機構 代表理事 岩村 敬 殿

 補助事業者 住
 所

 氏名又は名称
 代表者の職・氏名

 (貸渡し先(リースの場合)
)

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業) 精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定兼交付額確定の通知を受けた 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)の 精算払を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)交付規程第10条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額		金		F]
2.受 取 人	フリガナ				
(口座名義)	氏 名				
			銀行		
3.振込先金融機関			金 庫		支 店
及び支店名			組合		
	*該当に〇巻	と付す。	その他()
4. 預金種別		当座預金	•	普通預金	
4.]只亚/里//	*いずれかり	こ○を付す。			
5. 口座番号					

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

一般財団法人環境優良車普及機構

代表理事 岩村 敬 殿

補助事業者 住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名 印 (貸渡し先(リースの場合)

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者における低炭素化推進事業) 平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号(LEVO管理番号)で交付 決定兼交付額確定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送業者 における低炭素化推進事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小トラック運送 業者における低炭素化推進事業)交付規程第12条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事業実施による燃費改善効果及び二酸化炭素(CO2)削減効果について

補助事業により導入した(車台番号1号車

、車台番号2号車

の平成 年度二酸化炭素削減量(実績)は別添(燃費改善効果及び二酸化炭素(CO2)削減効果計算表(その1)(その2))のとおりです。

- 注 1) 当該様式は、当該年度末及びその後1年間について必ず作成し、燃費改善効果及び二酸化炭素(CO2)削減効果計算表とともに提出しなければならない。
- 注 2) 燃費改善効果及び二酸化炭素(CO2)削減効果計算表(その1)は廃車車両1台ごとに1表ずつ 作成すること。
- 注 3) 燃費改善効果及び二酸化炭素(CO2)の削減効果を把握することが、当該補助金の目的であり 事業報告書を提出しない場合は、補助金の返還もあり得ます。
- 注4) 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

エコドライブ等燃費改善計画書

申請者	<u>≮</u> ∃		
(貸渡し先	(リースの場合)		

1. 補助事業の目的

平成16年度(17年3月)以前に新車新規登録した事業用トラックの廃車に伴い先進環境対 応型ディーゼルトラックを導入する等により、トラック輸送における二酸化炭素の排出削減を図り、 もって地球環境保全に資する。

2. 具体的な二酸化炭素削減計画(該当する項目に○をつける。)

Ą	頁目	内容
		エコドライブの実施(空ぶかし、急発進、急加速運転等の削減)
	and the selection	エコドライブマニュアルの作成、配布
	現在の実施 の有無	エコドライブに関する教育、訓練の実施
	√2/ H <i>™</i>	アイドリングストップの徹底
エコドライブなど		デジタル運行記録計等の活用
適正運転の実施		エコドライブの実施(空ぶかし、急発進、急加速運転等の削減)
	A /// a = 1 = 7	エコドライブマニュアルの作成、配布
	今後の計画 の有無	エコドライブに関する教育、訓練の実施
	ο Σ' Η <i>ΥΥ</i>	アイドリングストップの徹底
		デジタル運行記録計等の活用
炒弗 北美	学 章	エコドライブの実施等により燃費改善を実施するとともに、事業年
燃費改善宣言		度及びその後3年間毎年燃費に関する報告を実施いたします。
		点検・整備に関する教育、訓練の実施
車両の維持	寺管理	日々の始業点検・定期点検の完全実施
		運転日報の作成

上記以外にエコドライブ等の取組を行う場合は記載してください。			

(交付申請書兼実績報告書の添付資料)

- (1) 提出資料総括表
- (2) 別紙2エコドライブ等燃費改善計画書及び様式第1の2
- (3) 補助対象経費に係る見積書及び請求書の写し(コピー)
- (4) 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)
- (5) 補助対象車両(先進環境対応型ディーゼルトラック)の自動車検査証の写し(コピー) (所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー))
- (6) 廃車した車両の証明書類
 - ア 直近の登録事項等証明書(現在記録及び保存記録)の原本
 - イ 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの(引取 工程に**資**が入っているもの)
 - ウ 燃費改善効果及び二酸化炭素(CO2)削減効果計算表(その1)
- (7) 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業 概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し(コピー)。なお、運輸支局等の受付日が確認できるものであること。
- (8) 補助金精算払請求書(様式第6)
- (9) 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る)
- (10) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できること。)
 - *(6) ウは、廃車車両の直近1年間の燃費データを記載すること。なお、廃車車両のデータ がない場合は、現在所有の同区分の車両の1ヵ月間の燃費データ(既存のものでも可) を年間換算したものでもよい。